

小田原市地域脱炭素化促進事業ガイドライン

令和6（2024）年4月

小田原市ゼロカーボン推進課

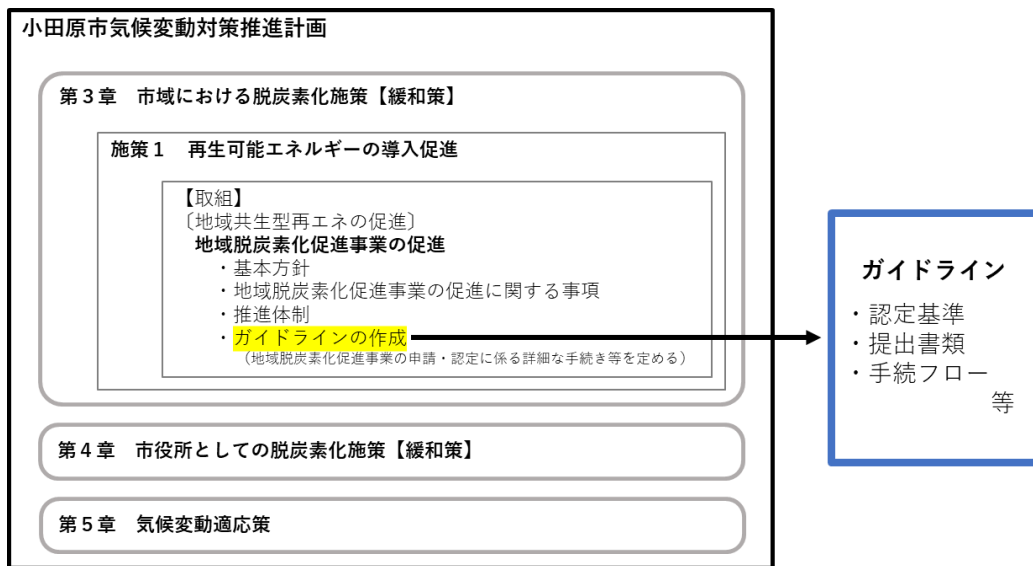
目次

【1】本編	1
1 目的	1
2 小田原市における地域脱炭素化促進事業の促進について	2
(1) 地域脱炭素化促進事業とは	2
(2) 小田原市が促進する地域脱炭素化促進事業	4
3 地域脱炭素化促進事業計画の認定について	13
(1) 地域脱炭素化促進事業計画の認定等に係る手続	13
(2) 認定基準	19
(3) 認定取消しの要件	22
4 問い合わせ先	22
【2】参考資料	23
1 小田原市地理情報システム ナビ・オダワラ Navi-O (小田原市)	23
2 「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」(令和2(2020)年3月環境省作成)	23
3 「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(令和6(2024)年4月資源エネルギー庁作成)	23
4 「環境アセスメントデータベース"EADAS"」(環境省)	23
5 埋蔵文化財の取り扱いについて(小田原市)	23
6 「小田原市景観計画景観形成基準」(小田原市)	23
7 自然環境保全基礎調査(特定植物群落調査、植生調査(植生自然度調査)、巨樹・巨木林調査等について)(環境省生物多様性センター)	23
8 鳥獣保護区等位置図、鳥獣保護区及び特定猟具使用禁止区域一覧(神奈川県)	23
9 里地里山保全等地域の選定及び里地里山活動協定の認定の状況(神奈川県)	23
10 「小田原市土砂等による土地の埋立て等に関する条例」(小田原市)	24
11 「市民参加型再生可能エネルギー事業」の認定と奨励金のご案内(小田原市)	24
【3】様式集(別冊)	

【1】本編

1 目的

「小田原市地域脱炭素化促進事業ガイドライン」(以下「本ガイドライン」という。)は、「小田原市気候変動対策推進計画(令和4(2022)年10月策定)」において位置付けた「市域における脱炭素化施策」のうち「再生可能エネルギーの導入促進」の具体的な取組の一つである「地域脱炭素化促進事業の促進」の一環として作成します。



「地域脱炭素化促進事業の促進」に係る基本方針等に基づき、地域における協議、地域脱炭素化促進事業計画の内容や申請・認定に係る手続、必要な書類等について定め、地域脱炭素化促進事業を実施しようとする事業者等が参照することで、適切な事業実施を促進するものです。また、本市にとって望ましい再エネ導入の在り方を提示し積極的に周知することで、認定を受ける地域脱炭素化促進事業や促進区域内の事業に限らず、幅広い地域共生型の再エネ導入事業が展開されることを期待します。

なお、本ガイドラインは、「小田原市気候変動対策推進計画」、「神奈川県地球温暖化対策計画(令和6(2024)年3月改定)」及び「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(地域脱炭素化促進事業編)(令和6年4月環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室作成)」に即すとともに、学識経験者、市民や事業者等の代表、関係行政機関等によって構成される小田原市環境審議会において、「地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10(1998)年法律第117号)の一部を改正する法律」(以下「改正温対法」という。)に基づく地方公共団体実行計画協議会に準じて協議し、それを踏まえて作成・更新します。

2 小田原市における地域脱炭素化促進事業の促進について

(1) 地域脱炭素化促進事業とは

令和4（2022）年4月に施行された改正温対法では、市町村が策定する地域の地球温暖化対策に係る計画において、区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出量の削減等を行うための施策に関する事項を定める際に、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めるよう努めることが盛り込まれました。

地域脱炭素化促進事業は、①円滑な合意形成を図り、②適正に環境に配慮し、③地域のメリットにもつながる地域と共生する再エネ事業です。

地域脱炭素化促進事業の定義

[地球温暖化対策の推進に関する法律 第二条 抜粋]

「地域脱炭素化促進事業」とは、太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、地域の自然的社会的条件に適したものの利用による地域の脱炭素化（次条に規定する脱炭素社会の実現に寄与することを旨として、地域の自然的社会的条件に応じて当該地域における社会経済活動その他の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出の量の削減等を行うことをいう。以下同じ。）のための施設として環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定めるもの（以下「地域脱炭素化促進施設」という。）の整備及びその他の地域の脱炭素化のための取組を一体的に行う事業であって、地域の環境の保全のための取組並びに地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組を併せて行うものをいう。

地域脱炭素化促進事業に関する制度は大きく2段階で構成されています。

①市による地方公共団体実行計画の策定

…「小田原市気候変動対策推進計画」を当該計画として位置付け、市として事業に求める「地域の環境の保全のための取組」「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」等を具体的に設定済み

②市による地域脱炭素化促進事業計画の認定

…本ガイドラインにおいて手続等を規定

②の認定については、①の計画を踏まえ、地域脱炭素化促進事業を実施しようとする事業者が本ガイドラインに沿って手続を行うことで本市が地域脱炭素化促進事業計画として認定することができます。認定された地域脱炭素化促進事業計画は、関係許可等手続のワンストップ化の特例の対象となり、以降の手続を市町村が代わって行います。

ワンストップ化特例等が適用される許可等手続

- ・温泉法（土地の掘削、増掘等）
 - 森林法（開発行為、立木の伐採や土地の形質変更等）
 - 農地法（農地の転用、権利移動）
 - ・自然公園法（工作物の新築、開発行為等）
 - ・河川法（流水を利用する発電のための占用）
 - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（熱回収施設の設置等）
 - ・環境影響評価法 ※都道府県の基準が定められた都道府県の区域内において行うものに限る。
- 本市の現状の計画では、森林法、農地法、廃掃法のみ適用があり得ます。

なお、地域脱炭素化促進事業に関する制度は、規制ではなく、地域にとって望ましい再エネ事業を促進するものです。災害の防止や森林保全等の観点から、必要な区域については、別の関係法令によって開発が規制されます。一方、それ以外の区域でも、地域にとって環境保全や経済・社会の持続的発展の観点から配慮すべき事項があり、地域脱炭素化促進事業に関する制度は、このような規制はされないが地域にとってよりよい再エネ事業を促す仕組みです。したがって、市による地域脱炭素化促進事業計画の認定を受けないと、再エネ事業が実施できないというものではありません。

また、事業者にとっても、持続可能な再エネ事業を実施するためには、地域と共生することは重要です。そのため、地域脱炭素化促進事業に関する制度によって、事業者に対しても、促進区域の設定や地域の環境保全の取組の規定により、事業の候補地や配慮・調整が必要な課題の見える化がなされ、実施する事業の予見可能性を高めます。また、審議会、説明会の開催等により、地元関係者との円滑な合意形成が可能となり、トラブルの未然防止につながります。このようなメリットを提供することで、再エネ事業を地域と共生するものに誘導していくことを図るものです。

これを通じ、まずは市が設定した促進区域内に再エネ事業を誘導し、さらに予め設定した促進区域外においても、事業提案型で促進区域を提案・地域脱炭素化促進事業計画の認定を受けることを促進します。さらに、本市にとって望ましい再エネ導入の在り方を提示し積極的に周知することで、認定を受ける地域脱炭素化促進事業や促進区域内の事業に限らず、幅広い地域共生型の再エネ導入事業が展開されることを期待します。

(2) 小田原市が促進する地域脱炭素化促進事業

本市では、2050年度までの脱炭素社会の実現を達成するため、2030年度に区域の二酸化炭素排出量を50%削減(993千t-CO₂・2013年度比)することを掲げています。これに向けて、これまで全国に先駆けて取り組んできた公民連携によるエネルギーマネジメント事業のさらなる進展等を筆頭に、エネルギーの地産地消の実現や事業活動から市民生活に至るまでのあらゆる機会における行動変容の促進等といった再エネ導入に係る取組を加速させ、2030年度に市内の再エネ導入量を約5倍(150千kW・2019年度比)にすることを目指しています。

これらの目標達成に向け、本市における再エネ導入ポテンシャルを踏まえ、太陽光発電を優先的に活用することとし、さらに、本市の豊かな自然環境の保全や既存の取組との整合など、地域と共生する事業を促進します。

具体的に促進する地域脱炭素化促進事業に係る事項は次の「地域脱炭素化促進事業の促進に必要な事項(詳細)」のとおりです。

地域脱炭素化促進事業の促進に必要な事項(詳細)

① 地域脱炭素化促進事業の目標

市内の再生可能エネルギー導入量
基準：2019年度 34千kW
目標：2030年度 150千kW(約5倍)

「小田原市気候変動対策推進計画」の「第3章 市域における脱炭素化施策(緩和策)」に掲げる「施策1 再生可能エネルギーの導入促進」の目標に資するものとします。

② 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）

本市の特徴である森里川海がひとつらなりとなった自然環境は保全・活用していくものであることや、再エネ導入の施策において市内建物のうち設置可能な屋根の3分の1程度に太陽光発電設備の導入を目指すことを踏まえ、原則として、市街化区域を促進区域とします。

ただし、以下を除くこととします。

- ・砂防指定地
- ・急傾斜地崩壊危険区域
- ・土砂災害特別警戒区域
- ・風致地区
- ・生産緑地地区（営農を営むために必要とするもの（「生産緑地法（昭和49（1974）年法律第68号）」第8条第1項の規定により許可した施設に使用する場合）を除く。）

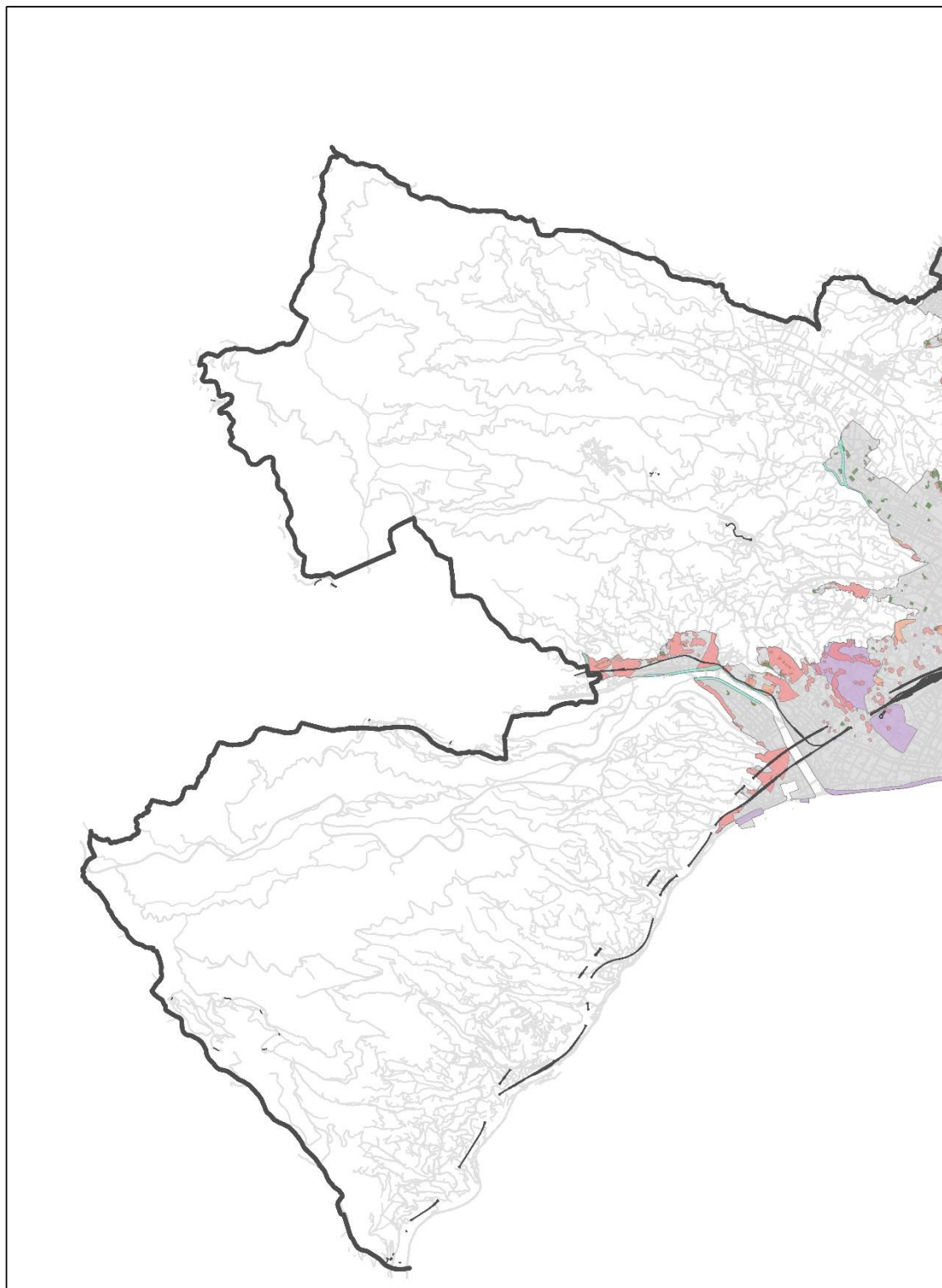
なお、促進区域外であっても、事業提案型で促進区域の提案が行われた場合には、個別に区域として設定することを検討することとします。

本市域における再エネの導入ポテンシャルや導入の現状等を踏まえて、市街化区域を促進区域として設定しています。ただし、促進区域は、再エネ導入の進捗状況を踏まえ、随時見直しを行うこととします。

また、予め設定した促進区域外であっても、事業提案型で促進区域の提案が行われた場合には、個別に区域として設定することを検討することとします。この場合、事業者は、「3 地域脱炭素化促進事業計画の認定について」に示す、事業計画の事前相談と併せて、促進区域を提案しますが、神奈川県地球温暖化対策計画において、「地域脱炭素化促進事業の対象となる区域に関する県基準」に定める「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」に計画しないように留意する必要があります。

提案に当たっては、事業者は「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」（令和2（2020）年3月環境省作成）や「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（令和6（2024）年4月資源エネルギー庁作成）を参考に、適切な環境への配慮を行うものとします。

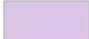
地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域） ※令和4（2022）年4月時点
市街化区域を促進区域とし、そのうち砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域、風致地区、生産緑地地区を除きます。




※地域脱炭素化促進事業について計画する際は、事業実施場所について必ず「小田原市地理情報システム ナビ・オダワラ Navi-O」により最新の情報を確認してください。<https://www2.wagmap.jp/navi-odawara/Portal>



凡例

-  砂防指定地
-  急傾斜地崩壊危険区域
-  土砂災害特別警戒区域
-  風致地区
-  生産緑地地区
-  市街化区域

0 0.75 1.5 3 km



③ 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模

種類：太陽光発電
規模：個別の事業ごとに、8,000kW 未満

本市域における再エネの導入ポテンシャルや導入の現状等を踏まえて、促進する再エネの種類を太陽光発電とします。

規模は、個別の事業ごとに、「神奈川県環境影響評価条例（昭和 55（1980）年条例第 36 号）」の対象規模未満である 8,000kW 未満とします。

④ 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項

- ① 市が主導するエリアエネルギーマネジメントの取組に協力すること
- ② ①を通じ、地域脱炭素化促進施設から得られた電気を市内の住民・事業者に供給すること

地域脱炭素化促進事業の実施に当たっては、その一環として、地域脱炭素化促進施設の整備とあわせ「その他の地域の脱炭素化のための取組」を実施することが求められています。これは、単に地域脱炭素化促進施設の整備を進めるだけでなく、当該施設を地域の脱炭素化につなげることが重要であるためです。

将来的に、再エネが大量に導入され、十分に供給されている社会が達成できた際には、変動する電力を使い切らなければ、出力抑制がかかり地域にとっても損失となってしまいます。本市ではこのような社会を見据え、再エネの活用を主とした、蓄電池の遠隔制御やエネルギーマネジメントへの EV（電気自動車）活用、地域の配電網のマイクログリッド活用などのテーマを組み合わせ、エネルギーマネジメントの基盤を構築してきました。

今後はこの取組を発展させ、太陽光発電の普及に併せて、計画的に、電気自動車、蓄電池、データサーバ等調整力となる設備を普及させるとともに、これらを地域全体で効果的に制御する「部分最適から面的な全体最適化」を行う、新たなエリアエネルギーマネジメントシステムを構築します。これにより、契約上だけでなく物理的にも真にエネルギーの地産地消を実現することを目指します。

そのため、地域脱炭素化促進施設の再エネ設備は、新たなエリアエネルギーマネジメントシステムを構築した際には、そのシステムに接続することとします。これにより、地域脱炭素化促進施設において使いきれずに余った余剰電力を市内の住民・事業者に供給することができます。

⑤ 地域の環境の保全のための取組

【屋根設置の場合】

- 反射光対策
- 日影規制の遵守
- 文化財への設置は避けること
- 「小田原市景観計画」を踏まえた配慮
- 里地里山保全等地域への措置

【地上設置の場合】

- 騒音への措置
- 土地の安定性への影響に対する措置
土砂災害警戒区域、自然斜面に設置する場合の適切な対処
宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域において、切土・盛土を行う場合の適切な対処
- 反射光対策
- 生態系への影響に対する措置
植生自然度の高い地区、特定植物群落、巨樹・巨木林、「小田原市緑と生き物を守り育てる条例」（平成6（1994）年条例第18号）に基づく保存樹及び保存樹林、鳥獣保護区、里地里山保全等地域、市が行う自然環境調査等の結果に基づく重要な地点
- 埋蔵文化財等への配慮

改正温対法においては、地域脱炭素化促進事業の一環として、地域脱炭素化促進施設の整備と併せて「地域の環境の保全のための取組」も行うものとされています。

なお、災害の防止や森林保全等の観点から、必要な区域については、別の関係法令によって許可・届出等が必要な場合があり、それらは遵守した上で、地域の環境の保全のための取組を行うこととなります。

設置場所ごとに規定する取組の詳細については次のとおりです。

【屋根設置の場合】

- 反射光対策
見通せる範囲に、「まぶしさ」を懸念する環境影響を受けやすい施設（小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、特別支援学校、病院、診療所、幼稚園、保育所、認定こども園、特別養護老人ホーム、図書館）があり、
 - ①設置場所の北側に高い環境影響を受けやすい施設がある
 - ②傾斜地へのパネル設置で、南側に近接して環境影響を受けやすい施設がある

③東側または西側が大きく拓けている土地に太陽光発電を設置するといった場合には、反射光のシミュレーションを行い、反射光の影響が懸念される場合は対策を講ずること。

詳細は「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」（令和2（2020）年3月環境省作成）における反射光に関する環境配慮のポイントを参照すること。

○日影規制の遵守

建築基準法(昭和25（1950）年法律第201号)の日影規制の対象となる高さ10m以上のものについては、同法の日影規制を遵守すること。

○文化財への設置は避けること。

○「小田原市景観計画」を踏まえた配慮

「小田原市景観計画」に基づく重点区域においては、「小田原市景観条例（平成17（2005）年条例第42号）」を踏まえて景観に配慮すること。

詳細は「小田原市景観計画景観形成基準」（小田原市）における建築物・工作物・建築設備に対する制限事項を参照すること。

○里地里山保全等地域への措置

「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例（平成19（2007）年条例第61号）」に基づく里地里山保全等地域においては、事業の実施に先立ち、必要に応じて里地里山活動団体等に意見を聞くなどし、必要な措置を講ずること。

詳細は「里地里山保全等地域の選定及び里地里山活動協定の認定の状況」（公式ウェブサイト内）、「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」（令和2（2020）年3月環境省作成）における景観に関する環境配慮のポイントを参照すること。

【地上設置の場合】

○騒音への措置

環境影響を受けやすい施設（小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、特別支援学校、病院、診療所、幼稚園、保育所、認定こども園、特別養護老人ホーム、図書館）に近接した位置に、パワーコンディショナ等を設置する場合には、環境影響を受けやすい施設における騒音レベルを計算し、環境基準を超えるなど影響が懸念される場合は対策を講ずること。

詳細は「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」（令和2（2020）年3月環境省作成）における騒音に関する環境配慮のポイントを参照すること。

○土地の安定性への影響に対する措置

土砂災害警戒区域や自然斜面に設置する場合には、土砂災害に備えた適切な事業計画にすること。詳細は「小田原市地理情報システム ナビ・オダワラ

Navi-O」(小田原市)、「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」(令和2(2020)年3月環境省作成)における土地の安定性に関する環境配慮のポイントを参照すること。

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域において切土・盛土を行う場合には、「宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36(1961)年法律第191号)」に基づく基準を踏まえた適切な事業計画にすること。

○反射光対策

見通せる範囲に、「まぶしさ」を懸念する環境影響を受けやすい施設(小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、特別支援学校、病院、診療所、幼稚園、保育所、認定こども園、特別養護老人ホーム、図書館)があり、

- ①設置場所の北側に高い環境影響を受けやすい施設がある
 - ②傾斜地へのパネル設置で、南側に近接して環境影響を受けやすい施設がある
 - ③東側または西側が大きく拓けている土地に太陽光発電を設置する
- といった場合には、反射光のシミュレーションを行い、反射光の影響が懸念される場合は対策を講ずること。

詳細は「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」(令和2(2020)年3月環境省作成)における反射光に関する環境配慮のポイントを参照すること。

○生態系への影響に対する措置

植生自然度の高い地区においては、原則、当該地区の改変を避けた事業計画にすること。

特定植物群落の改変を避けた事業計画にすること。

巨樹・巨木林の改変を避けた事業計画にすること。

「小田原市緑と生き物を守り育てる条例(平成6(1994)年条例第18号)」に基づいて指定された保存樹及び保存樹林の改変を避けた事業計画にすること。

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14(2002)年法律第88号)」に基づく鳥獣保護区においては、改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること。

「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」に基づく里地里山保全等地域においては、事業の実施に先立ち、必要に応じて里地里山活動団体等に意見を聞くなどし、必要な措置を講ずること。

市が行う自然環境調査等の結果が公表されている場合には、特に重要な動植物が確認された地点では改変面積をできる限り小さくすること。

詳細は「環境アセスメントデータベース”EADAS”」(環境省)、「太陽光発電

の環境配慮ガイドライン」(令和2(2020)年3月環境省作成)における景観、動物・植物・生態系に関する環境配慮のポイントを参照すること。

○埋蔵文化財等への配慮

埋蔵文化財包蔵地の隣接地においては、事前の試掘調査の実施、工事への立会い、写真撮影や測量などの協力といった措置を講ずること。

詳細は「埋蔵文化財の取り扱いについて」(小田原市公式サイト内)を参照すること。

⑥ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

「小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例(平成26(2014)年条例第21号)」を踏まえ、以下のいずれかの取組を実施すること。

- 広く市民が参加して実施されること
- 地域の防災対策の推進に資すること
- 地域の経済の活性化に資すること

本市では、「小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例」に基づき、市内で実施される再エネ事業であって、

- ① 広く市民が参加して実施されること
- ② 地域の防災対策の推進に資すること
- ③ 地域の経済の活性化に資すること
- ④ 継続することができる見込みがあること

といった要件を満たす事業を「市民参加型再生可能エネルギー事業」として認定・奨励してきました。

これを踏まえ、地域脱炭素化促進事業では、以下のいずれかの取組を求めるとします。

- 広く市民が参加して実施されること (事業の実施に必要な資金を市民30人以上を含む50人以上の者からの出資を受けるなど)
- 地域の防災対策の推進に資すること (常用電源が停電した場合に再エネ事業に係る設備から地域の住民又は地域内の施設に電気を供給することが可能な事業)
- 地域の経済の活性化に資すること (市内に事業所を置く事業者への再エネ事業に係る設備の材料及び工事の発注又は維持管理の発注を伴う事業であって、地域の経済の活性化に資すると市長が認める事業)

詳細は「『市民参加型再生可能エネルギー事業』の認定と奨励金のご案内」(小田原市公式サイト内)を参照してください。

[計画段階]

地域脱炭素化促進事業計画の認定を受けようとする事業者は、事業計画について既定の様式に沿った事業計画を本市に提出し、事前相談をする必要があります。

(参照：様式集 様式第1、チェックリスト、様式第2 (※必要な場合のみ))

本市は事前相談により内容を把握するとともに、関係する所管課等への確認や周知等を行い、その際、改正温対法に基づくワンストップ化特例に該当する事項がある場合は、特例措置に関する許認可権者に事前に情報提供等する可能性があります。また、事業提案型で新たに促進区域を提案する場合は、都市計画との整合を図り、また手続をワンストップ化するため、関係する所管課等と連携して協議を進めます。

それらを踏まえ、必要に応じて市が事業計画の見直しや修正等を指示します。

なお、指示に従わない場合は協議段階に進めません。

また、事業を円滑に進めるため、地元への説明が必要と事業者自ら判断する場合は、協議段階に入る前にあらかじめ地元への説明を実施することができます。

なお、「2 - (2) - ②地域脱炭素化促進事業の対象となる区域 (促進区域)」で示した市が定めた促進区域内において、建物の屋根に設置する場合は「簡易型地域脱炭素促進事業」として、計画段階で市が確認を行い、協議段階を経ずに審査・認定手続きを進めます。

[協議段階]

事前相談の後、当該事業計画について協議を行う必要があります。まず、学識経験者、市民や事業者等の代表、関係行政機関等によって構成される小田原市環境審議会において、当該事業計画について改正温対法に基づく地方公共団体実行計画協議会に準じて協議します。必要に応じて、当該事業計画に係る地域の環境の保全のための取組に関する学識経験者や関係する行政機関職員等に出席を求め、事業者は説明者として出席します。

環境審議会での協議において、当該事業が周辺に与える影響が大きいなど必要であると認められる場合は、地元説明会の開催等により情報提供や意見聴取を行うよう指導される場合があります。周辺に与える影響が大きいとは、例えば、災害の影響が及ぶおそれが特に高いエリア (土砂災害警戒区域、宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域、自然斜面等) に施設を地上設置する場合、地域森林計画対象民有林において立木を伐採する場合、地上設置の太陽光発電設備を事業提案型で新たに促進区域を提案する場合などです。地元説明会の開催に当たっては市と協議を行いながら進め、説明会での意見とその対応や見解についてまとめた報告書を市に提出します。(書式は任意)

協議段階での意見等を踏まえ、必要に応じて市が事業計画の見直しや修正等を指示します。

なお、指示に従わない場合は、申請段階に進めません。

[申請段階]

協議段階の後、既定の様式の提出により事業計画に係る認定を申請します。(参照：様式集 様式第1、チェックリスト) その際、改正温対法に基づくワンストップ化特例に該当する事項がある場合は、併せて特例措置に関する必要事項を規定の様式により提出します。(参照：様式集 様式第2) なお、本市の現状の計画では、森林法、農地法、廃掃法のみ特例の適用があり得ます。

認定申請書類が受理され、審査を経て認定されると、通知されるとともにその旨が公表されます。

事業計画への記載事項・必要書類及び公表の項目は次のとおりです。

	記載事項	公表	必要書類
1	申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式第1 [添付書類例] ・ 法人である場合の定款、団体である場合の規約等 ・ 最近2年間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書 ・ 位置図 ・ 規模及び構造図 ・ 場所の所有権を有する又は所得することが認められる書類 ・ 電気事業者が維持等する電線路と接続する場合の電気事業者の同意を得ていることを証明する書類の写し ・ 点検及び保守に係る体制等を示す書類 ・ 関係法令に係る手続の実施状況を示す書類 ・ 関係法令を遵守する旨の誓約書
2	地域脱炭素化促進事業の目標	○	
3	地域脱炭素化促進事業の実施期間	○	
4	地域脱炭素化促進事業の種類、規模、その他整備の内容	○	
5	促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組	○	
6	施設整備の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積	○	
7	事業資金の金額及びその調達先		
8	地域の環境の保全のための取組	○	
9	地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組	○	
10	その他環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める事項（使用期間、撤去及び原状回復に関する事項）		

11	特例措置に関する事項（必要な場合）	/	・様式第2の該当書類
----	-------------------	---	------------

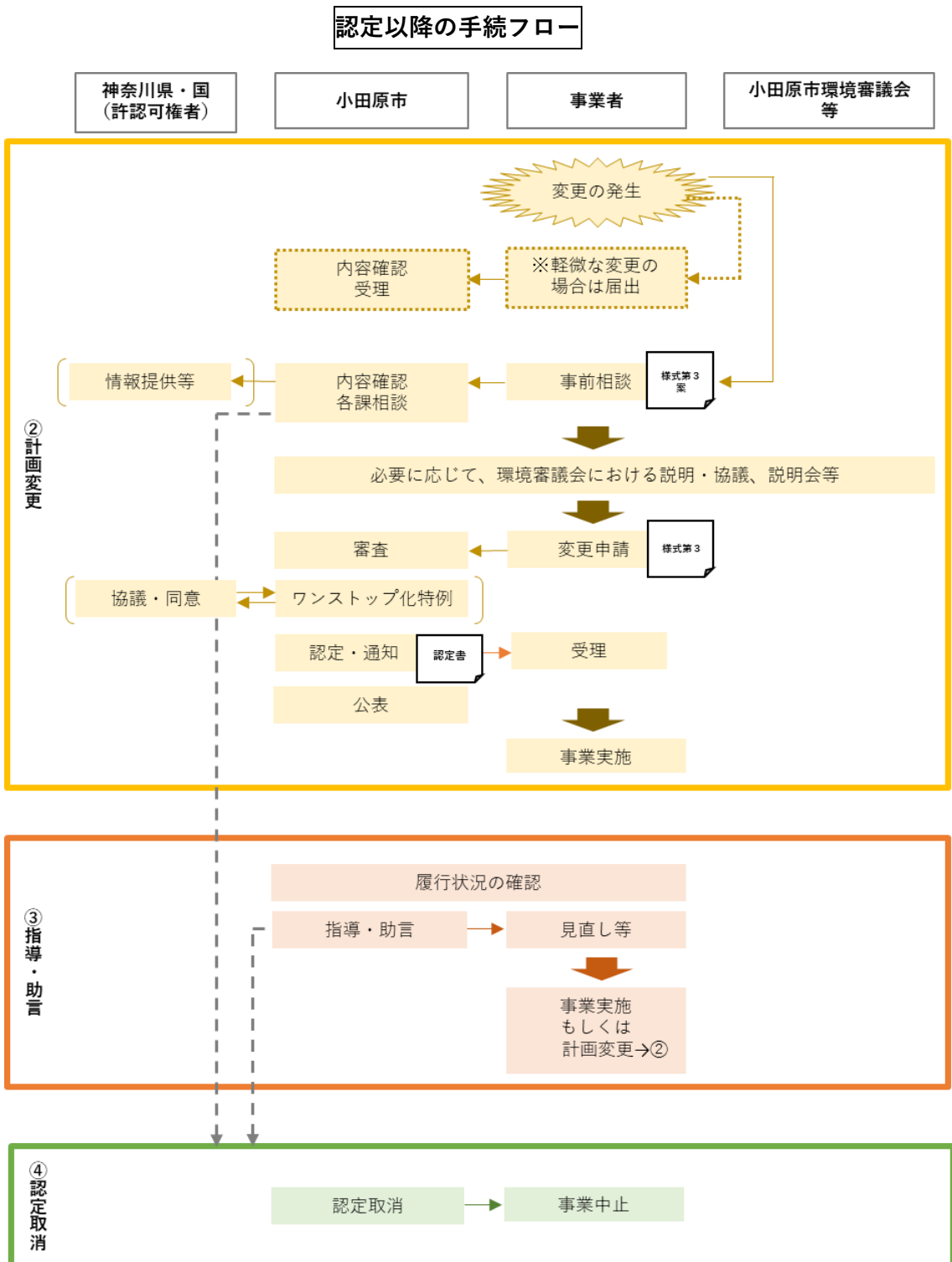
[事業実施段階]

認定の通知を受け、事業計画に従って地域脱炭素化促進事業を実施します。

本市は、事業計画の認定後に計画の履行状況をモニタリングし、地域脱炭素化促進事業が小田原市気候変動対策推進計画の記載内容に従い、事業計画に記載された内容が円滑かつ的確に実施されていることを確認するため、認定事業者に対して報告を求めることができます。

なお、施設の整備が完了した段階及び運用中に報告を求めることとし、その他疑義が生じた時点で適宜報告を求めます。

認定以降の手続



② 計画変更

認定後に事業計画を変更する必要がある際は、速やかに事前相談をし、小田原市環境審議会において協議し、既定の様式により変更に係る認定申請書を提出する必要があります。(参照：様式集 様式第3)

変更後の事業計画が認定基準に適合する場合は、再度認定され、通知及び公表します。

また、③指導・助言を受けて事業計画を変更する必要がある際も同様の手続をとります。

なお、軽微な変更をする場合は速やかにその旨を届出することとします。軽微な変更とは次の「軽微な変更にあたらない内容」以外の変更を指します。

	軽微な変更にあたらない内容
1	認定地域脱炭素化促進事業者の変更
2	認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等の設置の場所若しくは形態、種類、規模、構造又は出力の変更
3	1及び2の他、認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等に係る主要な変更
4	認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等に係る保守点検及び維持管理を行う体制の変更
5	認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等の撤去及び原状回復に関する事項の変更
6	認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域の脱炭素化のための取組の内容の変更
7	認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した次の取組に関する事項の内容の変更
7-1	地域の環境の保全のための取組
7-2	地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組
8	その他、地域脱炭素化促進事業計画に記載した内容の実質的な変更

③ 指導・助言

本市は、認定した地域脱炭素化促進事業の事業者に対し、当該事業計画に従って実施される取組の確実な実施に必要な指導及び助言を必要に応じて行います。事業が円滑かつ確実に実行されると見込まれなくなった場合や、小田原市気候変動対策推進計画や関係法令に適合しなくなった場合が考えられます。

指導・助言に基づいて事業計画の変更が必要となった場合は、②計画変更の手続をとります。

④ 認定取消し

認定地域脱炭素化促進事業が認定取消しの要件に該当すると認められる場合、本市は当該事業計画の認定を取り消すことがあります。

事業計画に記載された地域の環境の保全のための取組や地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組が十分に実施していないと認められる場合や、事業計画に故意または重大な過失により虚偽の記載が行われた場合をはじめ、事業計画の確実な実施が見込まれないなどの場合により認定の根拠が失われたと認められる場合に取消を行います。具体的には、(3)に記載します。

なお、ワンストップ化特例の適用により許可や届出をしたとみなした行為も取り消されます。

(2) 認定基準

本市は、事業者から認定申請のあった地域脱炭素化促進事業計画が、以下に掲げる要件に該当すると認めた場合、その認定をします。

- ① 地域脱炭素化促進事業の内容が、小田原市気候変動対策推進計画に適合するものであること

	適合が必要な要件		確認方法
1	地域脱炭素化促進	種類：太陽光発電	別記様式第1
2	施設の種類、規模	規模：個別の事業ごとに、8,000kW 未満 ※「神奈川県環境影響評価条例施行規則(昭和 56(1981)年規則第 11 号)」別表 1-7 電気工作物の建設 に定める規模未満	別記様式第1
3	促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組の内容	① 市が主導するエネルギーマネジメントの取組に協力すること ② ①を通じ、地域脱炭素化促進施設から得られた電気を市内の住民・事業者に供給すること	別記様式第1
4	施設整備の用に供する土地の所在	促進区域内 ※市街化区域のうち以下を除く場所 ・砂防指定地 ・急傾斜地崩壊危険区域 ・土砂災害特別警戒区域 ・風致地区 ・生産緑地地区（営農を営むために必要とするもの （「生産緑地法（昭和 49（1974）年法律第 68 号）」	別記様式第1

		<p>第8条1項の規定により許可した施設に使用する 場合)を除く。)</p> <p>なお、促進区域外であっても、事業提案型で促進区域の 提案が行われた場合には、「地方公共団体実行計画(区域 施策編)策定・実施マニュアル(地域脱炭素化促進事業 編)」(令和6年4月環境省大臣官房地域脱炭素政策調整 担当参事官室作成)を踏まえ、個別に区域として設定す ることを検討します。</p>	
5	地域の環境の保全 のための取組	<p>【屋根設置の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○反射光対策 ○日影規制の遵守 ○文化財への設置は避けること ○「小田原市景観計画」を踏まえた配慮 ○里地里山保全等地域への措置 <p>【地上設置の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○騒音への措置 ○土地の安定性への影響に対する措置 <p>土砂災害警戒区域、自然斜面に設置する場合の適切な対 処</p> <p>宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域におい て、切土・盛土を行う場合の適切な対処</p> <ul style="list-style-type: none"> ○反射光対策 ○生態系への影響に対する措置 <p>植生自然度の高い地区、特定植物群落、巨樹・巨木林、 「小田原市緑と生き物を守り育てる条例」に基づく保存 樹及び保存樹林、鳥獣保護区、里地里山保全等地域、市 が行う自然環境調査等の結果に基づく重要な地点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○埋蔵文化財等への配慮 	別記様式第1 チェック リスト
6	地域の経済及び社 会の持続的発展に 資する取組	<p>「小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する 条例」を踏まえ、以下のいずれかの取組を実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○広く市民が参加して実施されること ○地域の防災対策の推進に資すること ○地域の経済の活性化に資すること 	別記様式第1

- ② 地域脱炭素化促進事業計画に記載された地域脱炭素化促進事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること

	適合が必要な要件	確認方法
1	地域脱炭素化促進施設等を設置する土地について、土地を利用する権利（所有検討）を有するか、又はこれを確実に取得することができるかと認められること	別記様式第1 添付資料（認められるための書類）
2	再エネ発電施設をいわゆる電気系統に連携する場合（一般送配電事業者などの電気事業者が維持・運用する電線路と接続する場合）は、当該接続について電気事業者の同意を得ていること	別記様式第1 添付資料（証明する書類）
3	地域脱炭素化促進事業を円滑かつ確実に実施するために必要な関係法令（条例を含む。）の規定を遵守するものであること	別記様式第1 添付資料（誓約書）

- ③ その他環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める基準に適合するものであること

	適合が必要な項目	確認方法
1	地域脱炭素化促進施設等を適切に保守点検し、及び維持管理するため、柵又は塀の設置その他の必要な体制を整備し、実施すること	別記様式第1 添付資料（規模及び構造図）
2	認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等には、その外部から見やすいように、地域脱炭素化促進事業を行おうとする者の氏名又は名称その他の事項について記載した標識を掲げること。 ただし、出力が 20kW 未満のもの又は屋根に設置されるものにあつては、この限りでない。	別記様式第1 添付資料（規模及び構造図）
3	認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等の廃棄その他の当該認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を廃止する際の地域脱炭素化促進施設等の取扱いに関する計画が適切であること	別記様式第1
4	認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設の種類に応じて適切に事業を実施するものであること	別記様式第1
5	認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を営むに当たって、関係法令の規定を遵守するものであること	別記様式第1
6	認定の申請に係る書類に虚偽の記載がないこと	別記様式第1

※詳細は「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（令和6（2024）年4月資源エネルギー庁作成）を参照すること

(3) 認定取消しの要件

本市は、地域脱炭素化促進事業が以下の項目のいずれかに該当すると認める場合、地域脱炭素化促進事業計画の認定を取り消すことができます。

認定取消しの要件	
1	認定地域脱炭素化促進事業者が、地域脱炭素化促進事業計画に従って地域脱炭素化促進事業を行っていないとき
2	地域脱炭素化促進事業計画の内容が小田原市気候変動対策推進計画に適合しないものとなったとき
3	地域脱炭素化促進事業計画に記載された内容が、円滑かつ確実に実施される見込みがなくなったとき
4	その他の認定基準に適合しないものとなったとき

4 問い合わせ先

地域脱炭素化促進事業に係る質問や相談等については、小田原市ゼロカーボン推進課へお問い合わせください。

<p>小田原市 環境部 ゼロカーボン推進課 電話：0465-33-1426 電子メール：zero-carbon@city.odawara.kanagawa.jp</p>

参考：各事項の担当部署等

内容	担当
日影規制（建築基準法）に関すること	小田原市建築指導課
文化財等に関すること	小田原市文化財課
埋蔵文化財等に関すること	
生産緑地地区に関すること	小田原市都市計画課
景観に関すること	小田原市まちづくり交通課
風致地区に関すること	小田原市まちづくり交通課
宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域に関すること	小田原市開発審査課
生態系への影響に関すること	小田原市環境保護課
里地里山の保全に関すること	神奈川県農地課
砂防指定地に関すること	神奈川県砂防課
急傾斜地崩壊危険区域に関すること	神奈川県砂防課
土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に関すること	神奈川県砂防課 又は 県西土木事務所小田原土木センター
「小田原市土砂等による土地の埋立て等に関する条例」に関すること	小田原市農政課
植生自然度、特定植物群落、巨樹・巨木林について	環境省生物多様性センター
保存樹または保存樹林に関すること	小田原市環境保護課
鳥獣保護区に関すること	県西地域県政総合センター環境調整課

【2】 参考資料

1 小田原市地理情報システム ナビ・オダワラ Navi-O (小田原市)

<https://www2.wagmap.jp/navi-odawara/Portal>

2 「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」(令和2(2020)年3月環境省作成)

<https://www.env.go.jp/content/900515354.pdf>

**3 「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」
(令和6(2024)年4月資源エネルギー庁作成)**

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_solar.pdf

4 「環境アセスメントデータベース”EADAS”」(環境省)

<https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/>

5 埋蔵文化財の取り扱いについて(小田原市)

<https://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/lifelong/property/maizoubunkazai/maibuntoriatsukai.html>

6 「小田原市景観計画景観形成基準」(小田原市)

<https://www.city.odawara.kanagawa.jp/global-image/units/23481/1-20220705162203.pdf>

7 自然環境保全基礎調査(特定植物群落調査、植生調査(植生自然度調査)、巨樹・巨木林調査等について)(環境省生物多様性センター)

https://www.biodic.go.jp/kiso/fnd_list_h.html

8 鳥獣保護区等位置図、鳥獣保護区及び特定猟具使用禁止区域一覧(神奈川県)

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t4i/cnt/f986/p889837.html>

9 里地里山保全等地域の選定及び里地里山活動協定の認定の状況(神奈川県)

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n8f/cnt/f300562/p335127.html>

10 「小田原市土砂等による土地の埋立て等に関する条例」(小田原市)

<https://www.city.odawara.kanagawa.jp/municipality/industry/agricult/topics/dosyajourei.html>

11 「市民参加型再生可能エネルギー事業」の認定と奨励金のご案内(小田原市)

https://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/envi/energy/citizen_participation/nintei.html

【3】様式集（別冊）